

「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱」の一部改正の概要について

1 趣旨

横浜市では、都市計画決定線の位置の確認について、「都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱（以下、取扱要綱）」において手続を定めています。

今回、不動産調査や建築設計において利用可能な1/500の縮尺で道路台帳に一部の都市計画決定線を重ねた新たなシステム（以下「R マップ」）の公開を予定していることに伴い、位置確認方法等に変更があるため、取扱要綱の一部改正を予定しています。

2 改正の概要

(1) 第10条第1項【位置確認方法】

Rマップの公開により、申請者自らが都市計画決定線の位置を確認していただくことになるため、公開している都市計画決定線の詳細な位置確認については、Rマップで確認するよう明記します。

なお、都市計画決定線を公開していない場所については、従来どおり、申請者は都市計画決定線の位置確認依頼書（第5号様式）を提出し、都市計画決定線の位置を確認することとします。

(2) 第10条第3項【都市計画決定線の余裕幅の一律化】

都市計画決定線のうち、都市計画施設の位置確認においては、都市計画図の精度及び事業実施の際の詳細測量による誤差幅（以下「余裕幅」という。）を設定しています。従来、余裕幅は原則1メートルとしていましたが、敷地の状況によっては余裕幅の値を低減していました。今後は申請者自らがRマップを用いて都市計画決定線及び余裕幅を確認するため、煩雑であった余裕幅の設定を廃止し、余裕幅の値を1メートルに統一します。

3 施行予定日

令和5年12月予定